

令和8年度版

潜在保育士再就職準備金

実施の手引き

心れあいネットワーク



社会福祉
法人

新潟県社会福祉協議会

潜在保育士再就職準備金担当

〒950-8575 新潟県新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ 3階

TEL 025-281-5605

<https://www.fukushiniigata.or.jp/>

保育士修学資金貸付等事業

〈潜在保育士再就職準備金実施取扱細則〉

第1 趣旨

この実施取扱細則は、国及び新潟県の通知等に基づき実施する保育士修学資金貸付等事業の実施にあたって、その取扱いについて必要な事項を定める。

【国及び新潟県の通知等】

- ① 「保育士修学資金の貸付け等について」（令和5年6月7日付け こ成基第18号こども家庭庁長官通知）（最終改正：令和7年3月31日）
- ② 「保育士修学資金貸付等制度の運営について」（令和6年12月27日付け こ成基第224号こども家庭庁成育局長通知）（最終改正：令和7年3月31日）
- ③ 「新潟県保育対策総合支援事業実施要綱」（平成28年1月28日付け児第1343号新潟県福祉保健部長通知）（最終改正：令和7年11月25日）

第2 実施主体

この貸付事業は、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する。

第3 目的

この貸付事業は、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者（以下「潜在保育士」という。）の再就職支援を図るため、潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用（以下「就職準備金」という。）を貸付けることにより、新潟県内の保育人材の確保を図ることを目的とする。

第4 貸付対象

- 1 貸付対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。
 - (1) 新潟県内に住民登録をしている者（新潟県内に住民登録をする予定の者も含む。）
 - (2) 次に掲げる施設又は事業を離職した者（直近の保育士としての離職日から6ヶ月以上経過した者。ただし、再就職のために県外から移住する者は離職期間不問。）又は、当該施設又は事業に勤務経験のない者（新卒者を除く。）
 - ① 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
 - ② 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
 - ③ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
 - ④ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業
 - ⑤ 学校教育法第1条に規定する幼稚園
 - (3) 県内の施設又は事業（以下「保育所等」という。）に新たに勤務する者で、保育士として児童の保護等の業務（以下「保育士業務」という。）に従事する者

県内の施設又は事業の一覧 【別表1】参照（P9）

2 貸付の対象とならない者

- (1) 保育士修学資金の就職準備金の加算を受けた者
- (2) 保育士修学資金を返還中の者又は返還の債務の履行を猶予されている者
- (3) 生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の本就職準備金と趣旨が同様の国庫補助事業を活用した貸付又は給付制度の利用者
- (4) 本就職準備金と趣旨が同様の新潟県補助事業等を活用した貸付又は給付制度の利用者

第5 貸付額等及び対象経費

1 貸付額及び貸付回数

貸付額は、200,000円以内（1万円を単位）とする。

貸付回数は、一人当たり一回限りとする。

2 対象経費

- (1) 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- (2) 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料
- (3) 保育所等で使用する被服費
- (4) 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- (5) 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費
- (6) 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用
- (7) 子どもの預け先を探す際の活動に必要な費用
- (8) その他県社協会長（以下「会長」という。）が再就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

第6 貸付方法及び利子

1 貸付方法

会長と貸付対象者との契約による貸付けとする。

2 利子

無利子とする。

第7 連帯保証人

貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人を1名立てなければならない。

1 連帯保証人の責務

連帯保証人は、貸付契約の相手方である就職準備金の貸付けの決定を受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとし、第16の規定による延滞利子を包含するものとする。

2 連帯保証人の要件

原則として県内に住民登録をしている者であり、独立した生計を営む65歳未満の成年者とする（市町村民税が課税されていること）。

- (1) 日本国籍を有する者又は外国籍で在留資格が永住者等の者とする。
- (2) 修学資金の借受人又は他の申請者や借受人の連帯保証人となっていない者とする。

3 連帯保証人の変更の申請及び承認

申請者又は借受人は、連帯保証人を変更しようとするときは、速やかに新たに連帯して債務を負担しようとする者と連署のうえ、次の書類を会長に提出し、その承認を受けること。

(1) 提出書類

- ① 連帯保証人変更申請書（第7-①号様式）
- ② 貸付契約の締結後に連帯保証人を変更する場合は、新たに連帯保証人となる者の所得課税証明書（市町村発行）及び住民票又は運転免許証の写し

第8 貸付けの申請

1 申請時期及び申請方法

貸付対象者である申請者は、保育士として就労が内定したときから就労後2ヶ月以内に次の書類を会長に申請する。

2 申請書類

- (1) 潜在保育士再就職準備金貸付申請書兼利用計画書（第1-①号様式）
- (2) 雇用（内定）に関する証明書（第1-②号様式）
- (3) 保育士証の写し ※ 申請時の氏名のもの
- (4) 申請者の住民票の写し（申請日から3ヶ月以内で個人番号（マイナンバー）記載なしのもの）
- (5) 連帯保証人の所得課税証明書（市町村発行）

第9 貸付けの審査及び決定

1 貸付けの審査

会長は、申請書類の内容を審査し、貸付の可否を決定する。

2 申請者への決定通知

- (1) 貸付決定の場合
保育士修学資金貸付決定通知書（第2-①号様式）
- (2) 貸付不承認の場合
保育士修学資金貸付不承認通知書（第2-②号様式）

第10 貸付契約の締結

貸付契約を締結するため、借受人は連帯保証人と連署し、次の書類を会長に提出する。

1 提出書類

- (1) 保育士修学資金借用証書（第2-③号様式）
- (2) 貸付金の交付先を証明する借受人名義の銀行口座通帳の写し
- (3) 連帯保証人の住民票又は運転免許証の写し

2 借用証書等の提出期限

貸付決定通知を受けた日から14日以内とする。

3 借用証書等を提出しない場合の取扱い

借受けを辞退したものとみなす。

第11 貸付金の交付方法及び交付時期

1 交付方法

借受人名義の銀行口座に口座振替の方法により一括交付する。

- 2 交付時期
借用証書等の提出があった後の会長が指定する日
- 3 特別な事情がある場合の措置
会長は、特別な事情があるときは、他の方法及び時期に交付することができる。

第12 貸付契約の解除

会長は、借受人に次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、貸付契約を解除する。

- 1 貸付契約を解除する事由
 - (1) 退職したとき
 - (2) 心身の故障のため就労を継続する見込みがなくなると認められるとき
 - (3) 死亡したとき
 - (4) その他就職準備金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

2 貸付契約の解除にかかる届出

借受人又は連帯保証人は、解除の事由が発生したときは、直ちに次の該当する書類を会長に提出する。

- (1) 保育士修学資金貸付辞退届（第7-⑤号様式）
- (2) 死亡届（第7-③号様式）及びその事実を証明する書類
- (3) 保育士修学資金返還計画申請書（第4-①号様式）

第13 返還

借受人は、次の期間及び方法により、貸付けを受けた就職準備金を返還する。

1 返還の開始日

次のいずれかの事由が生じた日の属する月の翌月から開始する。

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 貸付けの申請において新たな就労先として報告し、貸付けの決定を受けた地域（県内の新潟市以外と新潟市内のいずれか）（以下「貸付けを受けた地域」という。）の保育所等で保育士業務に従事しなかったとき
- (3) 保育所等で保育士業務に従事する意思がなくなったとき
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき
- (5) 返還債務の履行猶予期間が終了したとき

2 返還期間

12ヶ月とする。

3 返還の方法

月賦又は半年賦の均等払方式とする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

4 返還の開始にあたっての提出書類

借受人は、返還開始の事由が生じたときは、次の書類を会長に提出し承認を受けること。

(1) 提出書類

① 申請書

保育士修学資金返還計画申請書（第4-①号様式）

② 事由による書類

ア 貸付契約の解除にかかる届出の書類

イ 死亡届（第7-③号様式）及びその事実を証明する書類

(2) 提出期限

返還開始の事由が生じた日から起算して1月以内とする。

(3) 提出書類を提出しない場合の取扱い

会長は、保育士修学資金貸付決定通知書に記載した方法により返還させるものとし、借受人に通知する。

5 返還計画の変更

借受人は、返還計画を変更しようとするときは、次の書類を会長に提出し承認を受けること。

(1) 変更ができる事項

返還方法の変更に伴う返還期間、返還回数及び1回当たりの返還金額

(2) 提出書類

保育士修学資金返還計画変更承認申請書（第4-②号様式）

第14 返還の債務の履行猶予

会長は、借受人が次に掲げるいずれかの事由に該当するときは、返還の債務の履行を猶予することができる。

返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、必要な書類により会長に申請すること。

1 返還の債務の履行を猶予する事由、猶予期間及び提出書類

(1) 貸付けを受けた地域の保育所等で保育士業務に従事しているとき。

① 猶予期間

ア 保育士として業務に従事した日の属する月から、当該業務に従事しなくなった日の属する月までの最長2年の期間

イ 借受人の意思によらない人事異動、結婚による県内での転居等により貸付けを受けた地域以外で保育士業務に従事している場合は、この期間を従事期間に参入するものとする。

② 提出書類

ア 保育士業務従事届（第3-①号様式）

イ 保育士修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-①号様式）

③ 提出期限

猶予の事由が発生した日から14日以内とする。

④ 毎年度の業務従事状況の報告（年2回）

ア 借受人は、4月から9月までの業務従事状況を毎年10月20日までに、10月から3月までの業務従事状況を4月20日までに会長に報告する。

イ 提出書類

保育士業務従事状況報告書（第3-③号様式）

ウ 従事状況報告を提出しない場合の取扱い

会長は、保育士修学資金貸付決定通知書に記載した方法により返還を求めるものとし、借受人に通知する。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の債務の履行が困難であると認められるとき。

① 猶予期間

会長が認めた期間

② 提出書類

ア 保育士修学資金返還債務履行猶予申請書（第5-②号様式）

イ その事由となる事実を証明する書類

③ 申請の提出期限

猶予の事由が発生した日から14日以内とする。

2 審査及び通知

会長は、申請書類の内容を確認し、返還債務の猶予の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知する。

第15 返還の債務の免除

会長は、借受人が次に掲げる事由に該当するときは、返還の債務を免除することができる。返還の債務の免除を受けようとする者は、必要な書類により会長に申請すること。

1 返還の債務を免除する事由及び免除額

(1) 貸付けを受けた地域の保育所等において保育士業務に従事し、かつ、2年間引き続き当該業務に従事したとき。

① 期間の取扱い

ア 借受人の意思によらない人事異動、結婚による県内での転居等により貸付けを受けた地域以外で保育士業務に従事している場合は、この期間を従事期間に参入するものとする。

イ 当該業務に従事後、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、従事期間には算入しないが、引き続き当該業務に従事しているものとして取扱うこととする。

② 免除額

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部

(2) 貸付けを受けた地域の保育所等において保育士業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため当該業務に継続して従事することができなくなったとき。

① 免除額

返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部

(3) 貸付けを受けた地域の保育所等において保育士業務に1年以上従事したとき

① 適用を除外する要件

ア 本人の責による事由により免職された者

イ 災害、疾病、負傷などの特別な事情がなく退職した者

② 免除額

返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）に、貸付けを受けた地域の保育所等において保育士業務に従事した月数を24で除して得た数値（この数値が1を超えるとときは1とする。）を乗じて得た額とする。

(4) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた貸付金を返還することができなくなったとき。

① 適用する要件

相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得

ない場合

② 免除額

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部

- (5) 長期間所在不明となっている場合等、貸付金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

① 適用する要件

相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合

② 免除額

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。）の全部又は一部

2 申請書類

- (1) 保育士修学資金返還債務免除申請書（第6-①号様式）
(2) その事由となる事実を証明する書類

3 審査及び通知

会長は、申請書類の内容を確認し、返還の債務の免除の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知する。

会長は、免除事由の(5)長期間所在不明等で返還が困難である場合にあつては、新潟県知事の承認を得るものとする。

第16 延滞利子

会長は、借受人が正当な理由がなく返還事由の生じた日の属する月の翌月から返還期間内までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収する。

1 延滞利子の割合

年3パーセントとする。

2 延滞利子の計算

最終返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて計算する。

3 延滞利子の徴収免除

徴収する延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、徴収しないことができる。

第17 変更等届出

借受人又は連帯保証人は、次に掲げる事情が生じたときは、速やかに必要な書類によりを会長に届け出ること。

1 借受人又は連帯保証人の氏名又は住所が変更したとき

- (1) 氏名・住所変更届（第7-②号様式）
(2) 氏名変更は変更があつた者の戸籍抄本、住所変更は変更があつた者の住民票抄本

2 従事先を変更したとき

保育士業務従事先等変更届（第3-②号様式）

3 連帯保証人が死亡したとき

- (1) 連帯保証人死亡届（第7-④号様式）
(2) その事実を証明する書類

第18 その他

この実施取扱細則に定めるもののほか、就職準備金の貸付けに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この実施取扱細則は、令和3年6月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 この実施取扱細則の一部改正（第1）は、令和4年2月1日から施行し令和4年4月1日から適用する。
- 3 この実施取扱細則の一部改正（第1、第7、第8）は、令和5年2月21日から施行し令和5年4月1日から適用する。
- 4 この実施取扱細則の一部改正（第1、第15）は、令和6年2月19日から施行し令和6年4月1日から適用する。
- 5 この実施取扱細則の一部改正（第1）は、令和7年2月17日から施行し令和7年4月1日から適用する。
- 6 この実施取扱細則の一部改正（第1）は、令和8年2月6日から施行し令和8年4月1日から適用する。

【別表1】 県内の施設又は事業の一覧

設置根拠法	施設・事業種別
児童福祉法第7条	保育所
	幼保連携型認定こども園
学校教育法第1条	幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
	幼稚園のうち、「認定こども園」への移行を予定している施設
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項	認定こども園
児童福祉法第6条の3第9項から第12項に規定する事業（同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項による認可を受けたもの）	家庭的保育事業（市町村が行うもの及び市町村長の認可を受けたもの）
	小規模保育事業（市町村が行うもの及び市町村長の認可を受けたもの）
	居宅訪問型保育事業（市町村が行うもの及び市町村長の認可を受けたもの）
	事業所内保育事業（市町村が行うもの及び市町村長の認可を受けたもの）
児童福祉法第6条の3第13項（同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの）	病児保育事業（県知事に届出を行ったもの）
児童福祉法第6条の3第7項（同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの）	一時預かり事業（県知事に届出を行ったもの）
子ども・子育て支援法第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
	認可外保育施設うち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業類に類するもの）において保育を行っている施設
子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1	企業主導型保育事業

様式目次

	様式名	様式番号	ページ
1	潜在保育士再就職準備金貸付申請書兼利用計画書	第1-①号様式	10～11
2	雇用（内定）に関する証明書	第1-②号様式	12～13
3	保育士修学資金貸付決定通知書	第2-①号様式	14
4	保育士修学資金貸付不承認通知書	第2-②号様式	15
5	保育士修学資金借用証書	第2-③号様式	16
6	保育士業務従事届	第3-①号様式	17
7	保育士業務従事先等変更届	第3-②号様式	18
8	保育士業務従事状況報告書	第3-③号様式	19
9	保育士修学資金返還計画申請書	第4-①号様式	20
10	保育士修学資金返還計画変更承認申請書	第4-②号様式	21
11	保育士修学資金返還債務履行猶予申請書	第5-①号様式	22
12	保育士修学資金返還債務履行猶予申請書	第5-②号様式	23～24
13	保育士修学資金返還債務免除申請書	第6-①号様式	25
14	連帯保証人変更申請書	第7-①号様式	26～27
15	氏名・住所変更届	第7-②号様式	28
16	死亡届	第7-③号様式	29
17	連帯保証人死亡届	第7-④号様式	30
18	保育士修学資金貸付辞退届	第7-⑤号様式	31

※ 必要な書類はコピーをとって使用してください。

【主な手続きに必要な提出書類一覧】

区 分	様式名称及び提出書類	様式番号
貸付申請	① 潜在保育士再就職準備金貸付申請書兼利用計画書	第1 - ①号様式
	② 雇用（内定）に関する証明書	第1 - ②号様式
	③ 保育士証の写し ※申請時の氏名のもの	
	④ 申請者の住民票	
	⑤ 連帯保証人の収入を証明する書類	
契 約	① 保育士修学資金借用証書	第2 - ③号様式
	② 借受人名義の銀行口座通帳の写し	
	③ 連帯保証人の住民票又は運転免許証の写し	
従 事	① 保育士業務従事届	第3 - ①号様式
	② 保育士修学資金返還債務履行猶予申請書	第5 - ①号様式
	① 保育士業務従事先等変更届	第3 - ②号様式
	② 保育士業務従事状況報告書	第3 - ③号様式
返 還	① 保育士修学資金返還計画申請書 ② その事由により必要な提出書類	第4 - ①号様式
	① 保育士修学資金返還計画変更承認申請書	第4 - ②号様式
猶 予	① 保育士修学資金返還債務履行猶予申請書 ② その事由により必要な提出書類 ※細則第14-1(1)に該当する場合	第5 - ①号様式
	① 保育士修学資金返還債務履行猶予申請書 ② その事由となる事実を証明する書類 ※細則第14-1(2)に該当する場合	第5 - ②号様式
免 除	① 保育士修学資金返還債務免除申請書 ② その事由となる事実を証明する書類	第6 - ①号様式
変更等	① 連帯保証人変更申請書 ② 新たな連帯保証人の住民票又は運転免許証の写し	第7 - ①号様式
	① 氏名・住所変更届 ② 氏名変更は戸籍抄本・住所変更は住民票抄本	第7 - ②号様式
	① 死亡届 ② その事実を証明する書類	第7 - ③号様式
	① 連帯保証人死亡届 ② その事実を証明する書類	第7 - ④号様式
	① 保育士修学資金貸付辞退届	第7 - ⑤号様式

保育士修学資金

潜在保育士再就職準備金貸付申請書兼利用計画書

申請日 令和 年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請者(自署) 郵便番号
 住 所
 電話番号
 携帯番号
 ふりがな
 氏 名 ⑩
 生年月日 年 月 日

保育士修学資金(潜在保育士再就職準備金)の貸付けを受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。また、個人情報の取扱いに関する事項(裏面記載)について同意します。

保育士登録日		年 月 日	
保育士業務経験	有 ・ 無	〈有の場合/保育士としての最終職歴〉	
		施設名	直近離職日 年 月 日
新たな就職先	施設名	〒 -	
	所在地		
	施設・事業種別	職 種	
	雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規職員 ※週 _____ 時間勤務 正規職員以外 <input type="checkbox"/> 嘱託員 <input type="checkbox"/> 臨時職員 <input type="checkbox"/> 契約職員 <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> パート ※週 _____ 時間勤務	
		勤務開始年月日	年 月 日

注1 「新たな就職先」は、実際に勤務する施設等について記入してください。なお、新たな就職先所在地の区域(県内の新潟市以外の市町村と新潟市内のいずれか)以外の地域で従事した場合、貸付金の返還となる場合があります。

注2 「施設・事業種別」は、手引き【別表1】の施設・事業種別を参考に記入してください。

注3 「雇用形態」は、該当に☑をしてください。なお、休憩時間を含まない雇用契約上の1週あたりの勤務時間(20時間以上)を記入してください。

借入希望金額 (万円単位)	計 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧	万円 (20万円以内)
利用計画 (借入の目的)	① 保育所等への就職によって転居が伴う場合の転居費用	_____ 万円
	② 転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料	_____ 万円
	③ 保育所等で使用する被服費	_____ 万円
	④ 保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用	_____ 万円
	⑤ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費	_____ 万円
	⑥ 申請者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる費用	_____ 万円
	⑦ 子どもの預け先を探す際の活動に必要となる費用	_____ 万円
	⑧ その他 ()	_____ 万円
貸付金の返還方法	1 月賦 2 半年賦	

※ 「利用計画(借入の目的)」①、②は、申請後に転居した場合は第7-②号様式「氏名・住所変更届」と住民票の提出が必要となります。

○連帯保証人 (本人が自署のこと)

申請者が保育士修学資金（潜在保育士再就職準備金）の貸付を受けたときは、当該貸付を受けた修学資金の返還について、連帯保証人として申請者と連帯して債務を負担します。

また、個人情報の取扱いに関する事項（下記）について同意します。

【連帯保証人】 独立した生計を営む者

※本修学資金の借受人又は他の申請者や借受人の連帯保証人となっていない者に限る

ふりがな 氏 名 (年齢)	----- (満 歳)		
申請者との続柄		直近の月収 (税込)	円
住所・電話番号	〒 電話番号 / 携帯番号		
職業及び勤務先	【職 業】 ①会社員 ②自営業 () ③その他 () 【勤務先】 電話番号		

個人情報の取扱いに関する事項

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する「保育士修学資金貸付事業」（以下「本事業」という。）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、本会「個人情報保護規程」により運用します。

記

- 1 本事業の円滑な実施を図るため、取得した個人情報は貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として適正に利用します。
- 2 本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内において本会の本事業担当者が利用することを原則とします。
ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、養成施設、就労先、社会福祉協議会、新潟県及び市区町村行政機関、各金融機関、その他関係機関等の第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者と個人情報を共有することがあります。
- 3 本事業を通じて取得した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、及び上記2による場合を除き、第三者への提供は行いません。
ただし、以下の場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外の利用、第三者への提供を行うことがあります。
 - ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
 - ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
 - ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼による場合
- 4 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下に厳正に保管・利用します。

【添付書類】

申 請 者	<input type="checkbox"/> 「雇用（内定）に関する証明書」（第1-②号様式） <input type="checkbox"/> 保育士証の写し <input type="checkbox"/> 住民票（申請日から3カ月以内でマイナンバー記載なしのもの）
連帯保証人	<input type="checkbox"/> 収入を証明する書類（所得課税証明書（市町村発行））

雇用（内定）に関する証明書

（潜在保育士再就職準備金申請用）

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

施設・事業所名称

代表者職名・氏名

⑩
(公印・事業所印)

(証明書作成者の所属・氏名)

(連絡先電話番号)

下記の者の雇用について、以下のとおり証明します。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	(生年月日： 年 月 日)										
従事先 施設等名称											
従事先 所在地・電話番号	〒 TEL										
施設・事業種別 ※裏面で確認願います	<table style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; width: 10%;">ア</td> <td style="border-right: 1px dashed black; width: 10%;">イ-1</td> <td style="border-right: 1px dashed black; width: 10%;">イ-2</td> <td style="border-right: 1px dashed black; width: 10%;">ウ</td> <td style="border-right: 1px dashed black; width: 10%;">エ</td> <td style="border-right: 1px dashed black; width: 10%;">オ</td> <td style="border-right: 1px dashed black; width: 10%;">カ</td> <td style="border-right: 1px dashed black; width: 10%;">キ</td> <td style="border-right: 1px dashed black; width: 10%;">ク</td> <td style="width: 10%;">ケ</td> </tr> </table>	ア	イ-1	イ-2	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
ア	イ-1	イ-2	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ		
採用職種											
雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規職員 ※週_____時間勤務 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> 正規職員以外 <input type="checkbox"/> 嘱託員 <input type="checkbox"/> 臨時職員 <input type="checkbox"/> 契約職員 <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> パート ※週_____時間勤務										
雇用開始日	年 月 日										

(裏面参照)

雇用（内定）証明における注意事項

「雇用（内定）に関する証明書」は、新潟県社会福祉協議会が実施する「潜在保育士再就職準備金」の貸付申請を行うにあたり必要な書類となります。

作成を依頼された施設・事業所のご担当者様には、下記にご注意いただき雇用の証明をお願いいたします。

■「従事先施設等名称」、「従事先所在地・電話番号」には、実際に勤務する施設等について記入願います。

■「施設・事業種別」は、下表から該当するものを選び、その記号に○をつけてください。

下表に記載のない施設・事業への従事は、本事業の貸付け対象ではありません。

ア	児童福祉法第7条に規定する保育所・幼保連携型認定こども園
イ-1	学校教育法第1条に規定する「幼稚園」のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
イ-2	学校教育法第1条に規定する「幼稚園」のうち、ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設
ウ	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する「認定こども園」
エ	児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの
オ	児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの
カ	児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの
キ	子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
ク	児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
ケ	子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

■「雇用形態」は、該当するものに☑をしてください。なお、休憩時間を含まない雇用契約上の1週あたりの勤務時間を記入願います。

※貸付対象要件として、保育士として週20時間以上の勤務が必要です。

■提出書類に不明な点がある場合、証明書作成者にお問い合わせさせていただくことがあることを予めご了承ください。

■雇用（内定）証明書作成にあたり、ご不明な点がございましたら、新潟県社会福祉協議会（025-281-5605）までお問い合わせください。

保育士修学資金貸付決定通知書

新社協第 _____ 号
年 _____ 月 _____ 日

様

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長

年 _____ 月 _____ 日付けで申請のあった保育士修学資金の貸付けについて、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

潜在保育士再就職準備金	
氏 名	
貸付決定番号	
貸付決定従事地域	県内の新潟市以外 新潟市内 ※「貸付決定従事地域」以外で従事した場合、貸付金の返還となる場合があります。
貸付金額	潜在保育士再就職準備金 _____ 円
貸付期間	年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで (延べ _____ 月間)
返還期間	年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで (延べ _____ 月間)
貸付金利子	無利子 (延滞利子 年 _____ %)
返還方法 1回の返還額	月賦返還 (返還回数 _____ 回) _____ 円 半年賦返還 (返還回数 _____ 回) _____ 円
貸付条件等	1 この通知書に記載されている事項のほか、修学資金の貸付けに関しては、「保育士修学資金貸付等事業の実施取扱細則」に定めるところによること。 2 「保育士修学資金貸付等事業の実施取扱細則」の規定を遵守すること。 3 「保育士修学資金借用証書」(第2-③号様式)に添付書類を添えて、14日以内に新潟県社会福祉協議会長に提出すること。

保育士修学資金貸付不承認通知書

新社協第 号
年 月 日

様

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長

年 月 日付けで申請のあった保育士修学資金の貸付けについては、審査の結果、
不承認となりました。

収入印紙
円

保育士修学資金借用証書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借 受 人 貸付決定番号
郵便番号
住 所
電話番号
携帯番号
氏 名

印

連帯保証人 郵便番号
住 所
電話番号
携帯番号
氏 名

印

借受人は、保育士修学資金貸付等事業の実施取扱細則の規定に基づく修学資金として、下記の金額を借用しました。

ついては、同細則の規定を遵守するとともに、借用した修学資金の返還について、新潟県社会福祉協議会長が指示する方法等により、遅滞なくその債務を履行します。

連帯保証人は、借受人が借用した修学資金の返還について、借受人と連帯してその返還の債務を負担しません。

記

借用金額	円
貸付金利息	無利子 (延滞利子 年 %)
返 還 方 法	返 還 (返還回数 回)

貸付金振込口座 (借受人名義)

※借受人が記載してください。

金融機関名	本支店名	預金種類	口座番号
		普通預金	

- 注1 収入印紙 (円) を貼り、借受人が消印すること。
- 2 借受人及び連帯保証人の欄は、それぞれ本人が自署し押印すること。
- 3 借受人は貸付金振込口座を記入し、銀行口座通帳 (金融機関名、本支店名、口座種類、口座番号及び口座名義が記載しているページ) の写しを添付すること。
- 4 連帯保証人の住民票又は運転免許証の写しを添付すること。
- 5 貸付決定通知を受けた日から14日以内に、新潟県社会福祉協議会会長に提出すること。
- 6 この借用証書を提出しない場合は、借受けを辞退したものとみなす。

保育士業務従事届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所
電話番号

ふりがな

氏 名

㊞

貸付番号 ()

下記のとおり指定の保育士業務に従事（予定）していることを届け出ます。

記

施設等の名称	
所在地	〒 TEL
施設等の種別	
職 種	
就業（予定）年月日	年 月 日

○指定の保育士業務の従事先の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒

施設等の所在地

施設等の名称

TEL

施設等の長の職及び氏名

㊞

保育士業務従事先等変更届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号
 住 所
 電話番号
 ふりがな
 氏 名 (印)
 貸付番号 ()

下記のとおり指定の保育士業務の従事にかかる事項について届け出ます。

記

変更前の従事先	施設等の名称	
	所在地	〒
	異動・退職年月日	年 月 日
変更後の従事先	施設等の名称	
	所在地	〒
	施設等の種別	TEL
	職 種	
	雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規職員 ※週_____時間勤務 正規職員以外 <input type="checkbox"/> 嘱託員 <input type="checkbox"/> 臨時職員 <input type="checkbox"/> 契約職員 <input type="checkbox"/> 派遣 <input type="checkbox"/> パート ※週_____時間勤務
	異動・就業年月日	年 月 日

○新たな従事先の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒
 施設等の所在地

施設等の名称 TEL

施設等の長の職名及び氏名 (印)

保育士業務従事状況報告書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな
氏 名

⑩

貸付番号

(

)

下記のとおり該当期間における指定の保育士業務の従事状況について報告します。

記

報告の該当期間	年 月 日 から		年 月 日	
従事先の施設等名称	施設等の種別	職 種	従事期間	
			年 月 日から	年 月 日まで
			年 月 日から	年 月 日まで
			年 月 日から	年 月 日まで
			年 月 日から	年 月 日まで
育児休業等で 従事していない期間	[理由]		年 月 日から	年 月 日まで

注 「報告の該当期間」内に指定の保育士業務の従事先が複数ある場合は、様式をコピーのうえ従事先別に作成すること。

○指定の保育士業務の従事先の長の証明

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

〒
施設等の所在地

施設等の名称

TEL

施設等の長の職名及び氏名

⑩

保育士修学資金返還計画申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請者 郵便番号
住 所
電話番号
ふりがな
氏 名 ①
借受人との関係 ()

下記により保育士修学資金を返還したいので申請します。

記

	借 受 人 の 氏 名	貸付番号 ()
返 還 債 務 額	①借用金額	円
	②返還免除を受けた金額	円
	③返還すべき金額	円 (①-②)
返 還 期 間	①貸付期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
	②返還猶予を受けた期間	年 月から 年 月まで
	③返還期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
返 還 方 法 等	①返還方法	1 月賦 2 半年賦 3 その他 ()
	②返還回数	回
	③1回当たりの返還金額	円 (③×②=返還すべき金額)
返 還 事 由	<p>○返還事由の発生年月日 年 月 日</p> <p>1 貸付契約が解除された</p> <p>2 貸付けを受けた地域以外で保育士業務に従事した</p> <p>3 保育士業務に従事する意思がなくなった</p> <p>4 保育士業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなった</p> <p>5 返還債務の返還猶予期間が終了した</p>	

注 「返還方法」及び「返還事由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

保育士修学資金返還計画変更承認申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請者 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

㊞

借受人との関係 ()

下記により保育士修学資金返還計画を変更したいので申請します。

記

借受人の氏名		貸付番号 ()
返 還 債 務 額	①借用金額	円
	②返還免除を受けた金額	円
	③返還済金額	円
	④返還未済金額	円 (①-②-③)
変 更 前	①返還方法	1 月賦 2 半年賦 3 その他 ()
	②返還期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
	③返還回数	回
	④1回当たりの返還金額	円 (④×③=返還未済金額)
変 更 後	①返還方法	1 月賦 2 半年賦 3 その他 ()
	②返還期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
	③返還未済額の返還回数	回
	④1回当たりの返還金額	円 (④×③=返還未済金額)
変 更 理 由		

注 「返還方法」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

保育士修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号
 住 所
 電話番号
 ふりがな
 氏 名 ⑩
 貸付番号 ()

下記により保育士修学資金の返還債務履行の猶予を受けたいので申請します。

記

返 還 債 務 額	①借用金額	円
	②返還免除を受けた金額	円
	③返還済金額	円
	④返還未済金額	円 (①-②-③)
申 請	①履行猶予申請額	円
	②履行猶予申請期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
返還履行猶予の事由		○履行猶予事由の発生年月日 年 月 日 1 貸付けを受けた地域において保育士業務に従事している
具体的な内容		

(表面)

保育士修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号
住 所電話番号
ふりがな
氏 名

印

貸付番号 ()

下記により保育士修学資金の返還債務履行の猶予を受けたいので申請します。

記

返 還 債 務 額	①借用金額	円
	②返還免除を受けた金額	円
	③返還済金額	円
	④返還未済金額	円 (①-②-③)
申 請	①履行猶予申請額	円
	②履行猶予申請期間	年 月から 年 月まで (延べ 月間)
返還履行猶予の事由		○履行猶予事由の発生年月日： 年 月 日 2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の履行が困難である (下記の欄に具体的に記載し、それを証明する書類を添付すること)
具体的な内容		

※裏面に続く

【借受人の状況】

ふりがな					
氏名(年齢)	(満 歳)				
家族の人数	人 (借受人を含む)	主な家計 支持者氏名		借受人 との続柄	
借受人の職業 及び勤務先	【職業】 1 会社員 2 自営業 () 3 その他 () 【勤務先】 TEL				
収入金額	月収 円 (給与所得、収入所得見込み)				
借受人の収入状態	1 昨年と同じ 2 収入状態が変わった 理由 ()				
借受人及び家族の状況					

注1 「借受人の職業及び勤務先」の欄は、該当する番号を○で囲み、2および3の場合は()に詳細を記載すること。

2 「借受人の収入状態」の欄は、該当する番号を○で囲み、2の場合は理由を記載すること。

【連帯保証人の状況】 (本人が自署のこと)

ふりがな					
氏名(年齢)	(満 歳) ㊞				
借受人との続柄		収入金額 (月収)		円 (給与所得、所得見込み)	
住所・電話番号	〒 TEL				
職業及び勤務先	【職業】 1 会社員 2 自営業 () 3 その他 () 【勤務先】 TEL				
連帯保証人及び 家族の状況	【家族の人数】 人 (連帯保証人を含む) 【状況】				

注 「職業及び勤務先」の欄は、該当する番号を○で囲み、2および3の場合は()に詳細を記載すること。

保育士修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

申請者 郵便番号
住 所
電話番号
ふりがな
氏 名 ㊟
借受人との関係 ()

下記により保育士修学資金の返還債務の免除を受けたいので申請します。

記

借 受 人 の 氏 名		貸付番号 ()					
返還債務額	①借用金額	円					
	②返還免除を受けた金額	円					
	③返還済金額	円					
	④返還未済金額	円 (①-②-③)					
期 間	①貸付期間	年	月	から	年	月	まで (延べ 月間)
	②履行猶予を受けた期間	年	月	から	年	月	まで (延べ 月間)
返還の債務の免除申請額		円					
返還の免除事由	○返還免除事由の発生日 年 月 日						
	1 貸付けを受けた地域の保育所等において保育士業務に従事し、かつ、2年間、引き続き当該業務に従事した (下記の欄に具体的に記載すること)						
	2 指定の保育士業務の業務上の事由による死亡、又は心身の故障のため当該業務を継続することができなくなった (下記の欄に具体的に記載し、それを証明する書類を添付すること)						
	3 貸付けを受けた地域の保育所等において保育士業務に1年以上業務に従事した (下記の欄に具体的に記載すること)						
	4 死亡し、又は障害により返還が困難 (下記の欄に具体的に記載し、それを証明する書類を添付すること)						
	5 その他の事由により返還が困難 (下記の欄に具体的に記載し、それを証明する書類を添付すること)						
具体的内容							
就業の状況	就業先の施設等名称	施設等の職種	職 種	保育士業務の従事期間			
				年	月	日	～ 年 月 日
				年	月	日	～ 年 月 日
				年	月	日	～ 年 月 日

注 「返還の免除事由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。



連帯保証人変更申請書

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 (自署) 郵便番号
住 所
電話番号
ふりがな
氏 名 ⑩
貸付番号 ()

下記のとおり連帯保証人を変更したいので関係書類を添えて申請します。

記

申請内容	現在	ふりがな 氏 名				
	新たな連帯保証人	ふりがな 氏 名				(満 歳)
		申請者との続柄		収入金額 (月収)	円 (給与取得、所得見込み)	
		住所・電話番号	〒 電話番号 / 携帯番号			
		職業及び勤務先	【職 業】 1 会社員 2 自営業 () 3 その他 () 【勤務先】 TEL			
変更の理由						

○連帯保証人 (本人が自署のこと)

借受人 _____ が新潟県社会福祉協議会から貸付を受けた保育士修学資金 (潜在保育士再就職準備金) の返還をしなければならないときは、連帯保証人として借受人と連帯してその返還の債務を負担します。

また、個人情報の取扱いに関する事項 (裏面記載) について同意します。

年 月 日

連帯保証人 氏 名 ⑩

注1 収入印紙 (200 円) を貼り、借受人が消印すること。
2 借受人及び連帯保証人は、それぞれ本人が自署し押印すること。
3 新たに連帯保証人となる者の所得課税証明書 (市町村発行) 及び住民票又は運転免許証の写しを添付すること。

個人情報の取扱いに関する事項

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する「保育士修学資金貸付事業」（以下「本事業」という。）における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に基づいて、本会「個人情報保護規程」により運用します。

記

- 1 本事業の円滑な実施を図るため、取得した個人情報は貸付・返還の状況について正確に把握することを目的として適正に利用します。
- 2 本事業において個人情報を利用する場合は、利用目的の範囲内において本会の本事業担当者が利用することを原則とします。
ただし、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、養成施設、就労先、社会福祉協議会、新潟県及び市区町村行政機関、各金融機関、その他関係機関等の第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者と個人情報を共有することがあります。
- 3 本事業を通じて取得した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、及び上記2による場合を除き、第三者への提供は行いません。
ただし、以下の場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外の利用、第三者への提供を行うことがあります。
 - ・弁護士法に基づいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
 - ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
 - ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼による場合
- 4 本事業利用に関わる個人情報については、書面及び情報システムにつながったコンピュータに入力し、個人データとして本事業担当者の管理の下に厳正に保管・利用します。

氏名・住所変更届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号
 住 所
 電話番号
 ふりがな
 氏 名 (印)
 貸付番号 ()

下記の事項について届け出ます。

記

	変更した者	借受人・連帯保証人
	変更年月日	年 月 日
変 更 前	1 氏 名	
	2 郵便番号	
	3 住 所	
	4 電話番号	
	5 携帯番号	
変 更 後	1 氏 名	
	2 郵便番号	
	3 住 所	
	4 電話番号	
	5 携帯番号	
	変更理由	

注1 「変更した者」の欄は、該当する文字に○で囲むこと。

2 変更があった者の氏名変更は戸籍抄本を、住所変更は住民票抄本を添付すること。

死 亡 届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

届出人 郵便番号
 住 所
 電話番号
 ふりがな
 氏 名 ⑩
 借受人との関係 ()

保育士修学資金の貸付けを受けた次の者が死亡したので、証明書類を添えて届け出ます。

借受人の氏名	貸付番号 ()
死亡年月日	年 月 日
死亡時の状況	1 保育士業務に従事していた 2 その他 ()
死亡事由	
	(指定の保育士業務に従事していた場合の死亡事由) 1 保育士業務の業務上の事由 2 業務外の事由

注 「死亡時の状況」及び「死亡事由」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。

連 帯 保 証 人 死 亡 届

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

貸付番号

()

印

下記の連帯保証人が死亡したので、証明書類を添えて届け出ます。

記

連帯保証人氏名	
死亡年月日	年 月 日

保育士修学資金貸付辞退届
(潜在保育士再就職準備金)

年 月 日

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会長 様

借受人 郵便番号
住 所
電話番号
ふりがな
氏 名 ⑩
貸付決定番号 ()

下記のとおり保育士修学資金の貸付けを受けることを辞退したいので届け出ます。

記

貸付決定金額	円
辞退する時期	年 月 日
辞退する金額	円
辞退後の貸付金額	円
辞退の理由	